

吹付けアスベスト含有調査事業補助金

市内にある民間建築物の壁、柱及び天井等に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト含有調査を行う建築物の所有者等に調査の費用を**予算の範囲内で**補助するものです。

申請資格	(1) 補助対象建築物の所有者（個人又は法人）。 ※建物の区分所有等に関する法律（S37年法律第69号）に規定する区分所有者の団体及び管理者を含む。 (2) 公共団体が設立し又は出資等を行っている法人ではないこと。 (3) 過去に同一棟の建築物について、本補助金の交付を受けていないこと。
対象建築物	(1) 吹付けアスベスト等 ※が施工されているおそれがある市内の建築物。 ただし、 <u>解体を予定している建築物は補助の対象になりません。</u> (2) 過去に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人からこの事業と同様の補助金の交付を受けていない建築物であること。 ※吹付けアスベスト、吹付けロックウールでアスベストの重量が、当該吹付け建材の質量の0.1パーセントを超えるもの。
調査要件	(1) 調査機関 作業環境測定法（S50年法律第28号）第33条に規定する作業環境測定機関のうち JISA1481-1、JISA1481-2、JISA1481-3 又は JISA1481-4 の仕様に適合する装置及び機器を備える機関 (2) 調査方法 JISA1481-1、JISA1481-2、JISA1481-3 又は JISA1481-4 に基づくもの（公的機関が発表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合を除く）。 (3) 調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（H30年厚労省・国交省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者
補助対象工事費	含有調査事業に要する費用（検体採取費用を含む）で、当該事業を実施する請負者に対して支払う額（消費税を除く）。
補助金額	1棟につき上限25万円
注意事項	(1) 含有調査事業の契約及び着手は補助金交付決定後とする。 (2) 申請の受付期限は、 令和8年11月30日（月） までとする。 (3) 実績報告書類は、事業完了後30日以内又は 令和9年2月26日（金） のいずれか早い日までに提出すること。 (4) 本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること（本補助金の事前支払いは不可）。 (5) 申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は原則すべて同じであることが条件。 (6) 補助金の交付は、補助対象となる建築物につき1回限りとする。

①申し込み時に必要な書類（交付申請書の提出）

		書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（様式第1号）	
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書又は家屋評価証明書	建築物の所有者を確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	所有者全員の合意があることを証する書類	申請者が所有者以外の場合又複数所有者の場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/>	区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類	区分所有法第3条に規定する団体からの申請の場合
	<input type="checkbox"/>	位置図、配置図、平面図	調査箇所等の確認
	<input type="checkbox"/>	設計図書等がある場合は、調査箇所の仕様を確認できる書類	
	<input type="checkbox"/>	写真	建物全景及び調査箇所の状況を確認
	<input type="checkbox"/>	分析調査機関の調査仕様書	
	<input type="checkbox"/>	見積書の写し	
	<input type="checkbox"/>	第5条第1号に規定する機関であることを証する書類	
	<input type="checkbox"/>	委任状	代理者が申請する場合

②工事が終わったら必要な書類（実績報告書の提出）

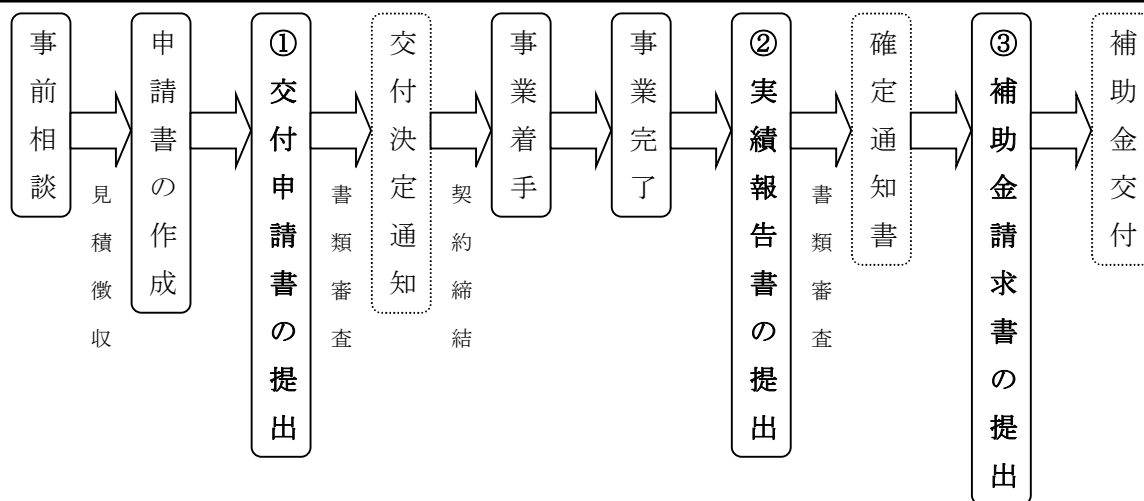
		書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/>	実績報告書（様式第9号）	
	<input type="checkbox"/>	分析調査結果報告書	分析調査機関が発行したもの
	<input type="checkbox"/>	契約書及び請求書又は領収書の写し	
	<input type="checkbox"/>	調査箇所の写真	採取中及び採取後のもの
	<input type="checkbox"/>	委任状	代理者が報告する場合

③補助金の請求に必要な書類（額の確定通知書受領後）

		書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書（様式第11号）	
	<input type="checkbox"/>	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

※お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

○手続きの流れ



お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築指導課(11F)

電話 : 027-321-1271 FAX : 027-323-5296

メールアドレス : kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分